

## 配偶者暴力相談支援センターにおけるカウンセリングに係る制度について

平成 23 年 8 月  
内閣府男女共同参画局  
暴力対策推進室

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（抄）

（配偶者暴力相談支援センター）

第三条 都道府県は、当該都道府県が設置する婦人相談所その他の適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするものとする。

2 市町村は、当該市町村が設置する適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするよう努めるものとする。

3 配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、次に掲げる業務を行うものとする。

一 被害者に関する各般の問題について、相談に応ずること又は婦人相談員若しくは相談を行う機関を紹介すること。

二 被害者の心身の健康を回復させるため、医学的又は心理学的な指導その他の必要な指導を行うこと。

三 被害者（被害者がその家族を同伴する場合にあっては、被害者及びその同伴する家族。次号、第六号、第五条及び第八条の三において同じ。）の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。

四 被害者が自立して生活することを促進するため、就業の促進、住宅の確保、援護等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

五 第四章に定める保護命令の制度の利用について、情報の提供、助言、関係機関への連絡その他の援助を行うこと。

六 被害者を居住させ保護する施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

（1）「配偶者からの暴力」

○「配偶者」には、婚姻の届出をしていないいわゆる「事実婚」を含みます。男性、女性の別を問わない。また、離婚後（事実上離婚したと同様の事情に入ることを含む。）も引き続き暴力を受ける場合を含む。

○「暴力」は、身体に対する暴力又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動を指す。なお、保護命令に関する規定等については、身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫のみを対象としている。

(2) 配偶者暴力相談支援センター数と相談件数

○支援センター数（平成 23 年 7 月 1 日現在） 203 施設

○相談件数（平成 22 年度実績） （別紙）

(3) 配偶者暴力相談支援センターの機能

支援センターとして、第三条第三項各号に掲げるいずれの業務を行わせるかは、支援センターを設置する地方公共団体の判断に委ねられている。

(別紙)

## 地方公共団体が行っている心理療法（カウンセリング）について

### ○地方公共団体 A 市（政令指定都市）

1) 対象者	配偶者からの暴力から逃れ自立を目指す被害者で、女性相談員が被害者からの相談を基に、臨床心理士によるカウンセリングが必要と判断した者。ただし、被害者が医療を受けている場合にあっては、主治医の了承が得られた場合に限る。
2) 実施者	臨床心理士の資格を有する者
3) 定義、手法等	カウンセリングルーム等を開業している臨床心理士に依頼しているため、当該センターから指示等は出していない。
4) 回数	原則として、被害者一人につき、1回1時間を限度。ただし、臨床心理士の意見に基づき、女性相談員が必要と認めた場合は、実施回数を増やすことができる。
5) 費用の範囲 (利用者負担はなし)	1回（1時間）あたり 6,000 円
6) 費用負担のしくみ	実施した翌月の末日までに支払う（全額公費負担）
7) 財源（全額単市）	一般会計（報償費）
8) 実績	なし。制度は昨年末から

### ○地方公共団体 B 県

	男性相談	女性相談
1) 対象者	原則として県内居住者、通勤・通学者	
2) 実施者	臨床心理士	フェミニストカウンセラー
3) 定義、手法等	カウンセリングの手法については、指示していない	
4) 回数	電話相談：1回4時間 カウンセリング：1回4時間	1回4～5時間
5) 費用の範囲 (利用者負担はなし)	委託単価（公費負担額） 電話相談：1回（日）15,750 円 カウンセリング：1回（日）28,700 円	カウンセラーへの報酬（公費負担額） 1回（日）20,000 円
6) 費用負担のしくみ	当該センターから委託料として委託団体の実施日数に応じて毎月支払	当該センターからカウンセラー個人に委嘱し、報酬として実施日数に応じて毎月支払
7) 財源（全額県単）	一般財源（委託料）	一般財源（委託料、報償費）
8) 実績 (平成 22 年度)	電話相談：238 件 専門相談：113 件	カウンセリングのべ件数：868 件

※利用者 1 人あたり 1 時間。利用の回数に制限はなし。

配偶者暴力相談支援センターにおける配偶者からの暴力が関係する相談件数等の結果について

(平成23年7月11日 内閣府男女共同参画局)

【平成22年4月～平成23年3月】

1. 相談件数

(1) 相談の種類別件数

	総件数		平成22年				平成23年
		(構成割合)	4～6月	7～9月	10～12月	1～3月	
来所	21,821	28.2%	5,487	6,029	5,189	5,116	
電話	53,134	68.7%	13,183	13,933	12,691	13,327	
その他	2,379	3.1%	540	632	609	598	
合計	77,334	100.0%	19,210	20,594	18,489	19,041	

(2) 性別相談件数

	総件数		平成22年				平成23年
		(構成割合)	4～6月	7～9月	10～12月	1～3月	
女性	76,613	99.1%	19,033	20,432	18,298	18,850	
男性	721	0.9%	177	162	191	191	
合計	77,334	100.0%	19,210	20,594	18,489	19,041	

(3) 加害者との関係別相談件数

	総件数		平成22年				平成23年
		(構成割合)	4～6月	7～9月	10～12月	1～3月	
配偶者	婚姻届出あり	64,445	83.3%	15,939	17,287	15,340	15,879
	婚姻届出なし	4,512	5.8%	1,264	1,209	1,054	985
	婚姻届出不明	1,316	1.7%	353	314	329	320
離婚済	7,061	9.1%	1,654	1,784	1,766	1,857	
合計	77,334	100.0%	19,210	20,594	18,489	19,041	

(4) 施設の種類の別相談件数

	施設数 ※	総件数		平成22年				平成23年
			(構成割合)	4～6月	7～9月	10～12月	1～3月	
婦人相談所	49	40,150	51.9%	10,134	10,933	9,663	9,420	
女性センター	24	19,206	24.8%	4,872	5,173	4,613	4,548	
福祉事務所・保健所	81	8,707	11.3%	1,974	2,244	1,868	2,621	
児童相談所	11	3,093	4.0%	744	777	931	641	
その他(支庁等)	29	6,178	8.0%	1,486	1,467	1,414	1,811	
合計	194	77,334	100.0%	19,210	20,594	18,489	19,041	

※施設数の報告状況は、  
 平成23年 3月 1日 194か所  
 平成23年 1月 1日 193か所  
 平成22年12月22日 192か所  
 平成22年12月22日 192か所  
 平成22年 8月 1日 191か所  
 平成22年 5月31日 190か所  
 平成22年 5月21日 188か所  
 平成22年 5月13日 189か所  
 平成22年 4月19日 186か所